

肢体不自由児・者の療育活動における 疑似体験を通じた合理的配慮理解の試み

阿尾 有朋[†]

IRYO Vol. 72 No. 2 (55-59) 2018

要 旨

療育活動における合理的配慮の理解を促すため、福祉職（児童指導員3名、保育士8名）を対象とした疑似体験を試みた。療育活動の場面は、トランポリン、車いすダンス、ハンモックの3場面である。疑似体験は肢体不自由障害を有する患者役と介助者役の双方について対象者間で交互に行った。その結果、すべての対象者が疑似体験により活動からくる不安感や気分の悪さ、あるいは介助者の配慮による安心感といった患者の主観に基づく感想を得ていた。また、患者の主観を知った上で介助者役となることで、どのような配慮が必要なのかについて気づきを得ていた。さらに、疑似体験から6カ月後に合理的配慮に関する考えについて確認したところ、患者の立場から療育活動の安全性を確認すること、患者の感情を個別に想像して配慮すること等の意識の変容が認められた。以上の結果から、合理的配慮の理解を促進する上で疑似体験が有効であること、障害のある当事者だけでなく当該場面に関係するその他の当事者も含めた疑似体験でより深い理解を促すことが示唆された。

キーワード 肢体不自由児・者、合理的配慮、疑似体験

はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されたことにともない、医療機関においても障害者に対する差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不

提供の禁止が義務づけられた。合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整¹⁾」である。すなわち、障害者が日常生活において不当な不利益を被らないよう、物的・人的環境や社会システムの

国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター 療育指導室 [†]児童指導員

著者連絡先：阿尾有朋 国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター 療育指導室 主任児童指導員

〒420-8688 静岡市葵区漆山886番地

e-mail: shujidou@shizuokamind.org

（平成29年6月15日受付、平成29年11月17日受理）

Simulated Experience for Promoting the Understanding of Reasonable Accommodation in Educational Intervention for Orthopedically Impaired Patients

Aritomo Ao, NHO Shizuoka Institute of Epilepsy and Neurological Disorders

（Received Jun. 15, 2017, Accepted Nov. 17, 2017）

Key Words: orthopedically impaired patients, reasonable accommodation, simulated experience

変更および調整を求める考え方である。

本法に関しては主務大臣による関係事業所向けの対応指針が定められている。指針においては合理的配慮に関する事項として、一人一人の障害特性に応じた配慮とそのための障害理解の重要性が示されている。この障害理解の方法には主に2つの手法がある²⁾。ひとつは机上の学習を主とする方法で、客観的な知識の習得が目標となる。もうひとつは体験による学習を主とする方法で、主観的な気づきや知見を得ること（体験的理解）が目標となる。具体的には障害のある当事者とのふれあい活動や疑似体験がよく実施されている。

障害者差別解消法の支柱である合理的配慮の提供においては、障害の体験的理解は重要な手がかりとなる。体験的理解から障害のある当事者がどのような合理的配慮を必要とするのかを知ることができるからである。

今回、肢体不自由児・者を対象とした療育活動の場面をとりあげ、当該場面における合理的配慮について体験的理解を促進するための疑似体験を行った。本稿では疑似体験の概要を紹介し、その効果について考察する。なお、合理的配慮の理解に係る評価点として、当事者の安心感と活動に潜むリスクに焦点を当てた。

方 法

対象：療育活動に携わる児童指導員3名、保育士8名。

方法：患者役と介助者役とについて交互に疑似体験を行った。療育活動の場面は、トランボリン、車いすダンス、ハンモックの3つである。患者役には肢体不自由児・者の状態で疑似体験してもらうため、四肢を紐で緊縛し活動中はできるだけ動かないよう指示した。介助者役には活動内容だけを知らせ、活動の展開方法は対象者の判断で行うよう指示した。評価項目：疑似体験に係るアンケートを実施した。アンケートの調査項目は、1. 患者の立場からの感情理解（安心感とその他の感情について）、2. 体験前に予知されたリスクと体験後に感知されたリスクの整理、3. 疑似体験の意義、4. 疑似体験のその後の影響、以上4点である。1. の「安心感について」と2. については、体験前と体験後に同じ質問への回答を求めた。

なお、本研究の実施にあたり国立病院機構静岡て

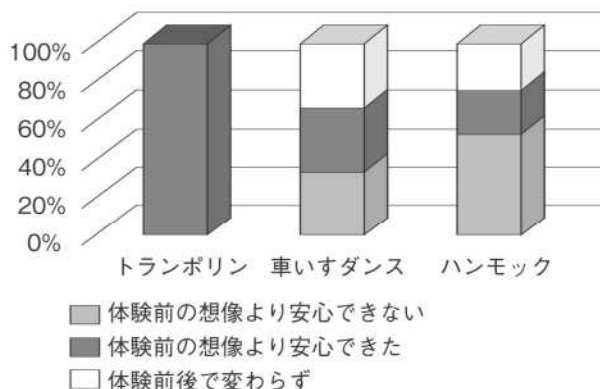


図1 患者役の感情理解

んかん・神経医療センター(当院)倫理審査委員会の承認を得た。

結 果

1. 患者の立場からの感情理解

1) 安心感について

疑似体験において患者がどの程度安心できているのかを、体験前の想像と体験後の実感とで比較した(図1)。車いすダンスとハンモックでは、「体験前の想像より安心できない」とする回答がみられた。トランボリンでは、すべての対象者が「体験前の想像より安心できた」と回答した。

2) その他の感情について

患者役の対象者が疑似体験から得た感情を自由記載により回答を得た(表1)。車いすダンスとハンモックでは、疑似体験中に「怖い」「気持ちが悪い」といった感情体験があった。トランボリンでは、頭の下にクッションをあてがう、揺れの大きさを調整する等の適時の配慮があることで「安心できた」という回答が多かった。

2. 体験前に予知されたリスクと体験後に感知されたリスクの整理

疑似体験の事前に予知されたリスクと体験後に感知されたリスクに関する回答を得た(表2)。事前の予知では、受傷や転落等の客観的に考えられるリスクに関して回答を得た。一方、事後では、遊具の揺れやダンスでの動きによる気分の悪化、手足が麻痺して体幹のバランスがとれないことによる怖さ、視野が限られることによる不安感等、患者の立場での気づきに関する回答が多く得られた。ほかに、疑

表1 疑似体験から得られた患者役の感情

療育活動の場面	疑似体験から得られた感情
トランポリン	時間の経過とともに揺れる状態が違和感となっていた 介助者の顔が見えない体勢では少し不安になった 想像以上に揺れを全身に感じた クッションをあてがわれることで安心できた 声かけで安心できた ゆっくり揺らしてもらえて気持ちよかった
車いすダンス	動きの予測がつかず怖い ずっと上を向いていて、回転する動きは気持ち悪い 次の動きを伝えてもらえて安心できた 車いすのベルトがしっかり締めてあることで安心感があった 介助者が笑顔だったので楽しめた
ハンモック	フレームがガタッと揺れることがあり心地よくない 揺れのあいだ天井しか見えず、不安だった 頭部がハンモックの布面から浮いた感じで不安定だった ギシギシと軋 ^{きし} む音が気になった ゆるやかな動きだと気持ちよく感じた 左右で体幹を支えられると少し安心できた

* 灰色の塗色部は消極的感情に関する回答、非塗色部は積極的感情に関する回答。

似体験により遊具の不具合に患者役が気づくことがあった。この遊具の不具合については、疑似体験前には感知されていなかった。

3. 疑似体験の意義

すべての対象者が疑似体験による合理的配慮の理解には「意義がある」と回答した（表3）。意義を感じた点として、患者の立場で環境の安全性やそこで感じる心理を知り得ること、予知ではわからない潜在的リスクに気づけること、具体的配慮の必要性和重要性を再確認できた等の点が挙げられた。

4. 疑似体験のその後の影響

疑似体験の取り組みの6カ月後に、療育活動における合理的配慮に係る認識に変化があるかどうかを尋ねた。その結果、すべての対象者が「変化がある」と回答した。具体的には、患者の立場で安全を

表2 体験前に予知されたリスクと体験後に感知されたリスク

療育活動の場面	予知されたリスクと感知されたリスク
トランポリン	バランスが保てず姿勢が不安定になる 激しい揺れだと転落の危険性がある 揺れによる骨折の危険性がある 介助者が思う以上に揺れを敏感に体感する 頭部が安定しないことで恐怖心を感じる 人の顔が見えない不安感がある
車いすダンス	車いすごとの転倒の危険性がある 体幹がずれて車いすから転落する 車いすが回転する際に不安定になる 車いすのスピードが速くて怖い 腕を揺さぶる際に車いすにぶつけて受傷する 動きがそれほど激しくなくても、すぐに気持ち悪くなる
ハンモック	移乗時の転落と骨折の危険性がある 揺れが激しいと転落の危険性がある 通路が整理されていないとつまづく 体幹の向きや筋緊張にともない体幹がずれて端に傾く 対象者の顔が見えにくく感情が読み取れない 体験中に異常な揺れからフレームの不具合に気づいた

* 灰色の塗色部は体験前の予知に関する回答、非塗色部は体験後の感知に関する回答。

確認する姿勢が身に付いた、遊具の使用にあたっては実際に自身が体験して安全を確認するようになった、患者の感情にまで配慮して療育活動を実施するようになった、といった意見が得られた。

考 察

今回、合理的配慮に関する体験的理解を目的として疑似体験を行った。3つの療育活動の場面を設定したところ、車いすダンスとハンモックでは、「体験前の想像より安心できない」とする回答がみられ、トランポリンではすべての対象者が「体験前の想像より安心できた」と回答した。この結果は、実施の頻度の差を反映していると考えられる。療育活動での実施頻度が低い車いすダンスやハンモックでは、体験することで意外な感覚が得られたと考えられる。一方で、実施頻度の高いトランポリンについては相対的に介助者役による配慮がされており、安心感の再確認がされたと考えられる。実際、車いすダンス

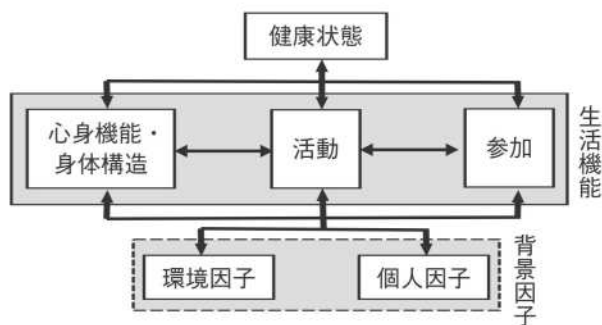
表3 疑似体験の意義について

実体験することで、新たなリスクに気づくことができる
想像ではわからないリスクを実体験として捉えることができる
患者がどのように感じるのかを知る機会となる
声かけの丁寧さや車いすを押す速さを実感できる
場面や人を変えて体験するとよりよいと思う
日頃から患者目線で想像しておくことも重要だと思う
患者の状態像を再現することで、より患者目線となれる
支援する側とされる側の感じ方のギャップに気づける
実際に体験することで器具の不備に気づくこともある

とハンモックについて対象者は予想外の「怖さ」や「気分の悪さ」を感じており、トランポリンについては普段の活動で行っている配慮により安心できることを再確認していた。

活動に潜在するリスクについて体験前の予知によるリスクと体験後に感知されたリスクを聴取・比較したところ、体験前には転倒や受傷等の客観的リスクが予知されていたが、体験後には気分の悪さや不安感等の患者の主観に基づくリスクへの言及が回答で得られた。このことは、疑似体験によりリスクの予知が「客観」から「主観」へと視点が広がったことを示している。リスクの予知は客観的な状況の把握に基づき行われることが多い³⁾が、リスクに際して当事者が不安や恐れを感じることを考慮すれば「主観」にまで踏み込んだ配慮も必要といえよう。

疑似体験の意義については、患者の立場から安全性や感情の理解ができること、予知できない潜在的リスクへの気づきを得られること、具体的配慮の必要性について再認識できたこと等の点について意義を感じているとの回答が得られた。患者の立場による理解は、先行研究でも言及されている「共感的理解」である⁴⁾。当事者の主観を疑似的に体験することで、当事者の感情を共有できるとする考えである。ただし、疑似体験される主観は当事者により個人差があることに注意が必要である。対象者から「場面や人を変えて体験するとよりよいと思う」という意見が聴取されたが、主観の個別性を理解する上で重要な視点といえよう。ほかに、具体的配慮の必要性について再確認できた点は、疑似体験を当事者（患者役）にとどめず、介助者役の双方とした効果であると考えられる。療育活動の場面をとりあげるとき患者も介助者も当事者である。対象者は通常の業務では



療育活動の環境（環境因子）や個人の感情（個人因子）に配慮することで、参加の仕方が変わってくる。

図2 国際生活機能分類の概念構造

介助者であるが、疑似体験ではあえて双方の役割を体験してもらった。これにより、自身の介助行為が患者の体験に及ぼす影響を関係性のなかで捉え直すことができたと考えられる。すなわち、介助行為を受ける患者側の心理とそれを踏まえた上での介助者側の配慮の必要性を体験的に理解できたと思われる。このように、障害を関係性のなかで理解することは重要な視点といえる。障害は単体で存在するのではない。他者との関わり方やとりまく環境により、障害の意味は変容する。同じ障害（impairment）であっても、社会的障壁を取り除くことによって種々の活動（activity）や参加（participation）が可能となる。この理解の仕方は、世界保健機関（The World Health Organization：WHO）による国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health：ICF）⁵⁾の考え方そのもの（図2）であり、合理的配慮の理解を促進するものといえる。障害理解を目的とした疑似体験では、障害のある当事者の体験のみを行うプログラムがほとんどであるが、今後は障害を有する当事者のみならず活動に関与する他の当事者についても併せて体験することが望ましいといえよう。

最後に、疑似体験の6カ月後に合理的配慮に関する対象者の意識がどう変化しているかを確認した。その結果、療育活動の安全性を患者の立場で体験して確認する、患者の感情を個別に想像して配慮する等の意識の変化がうかがわれた。今回は疑似体験後に通常の業務のなかで類似の療育活動を繰り返し体験していたことで、効果が持続したと考えられる。学生を対象とした障害理解教育では、疑似体験がイベント的となることで障害の負の側面が強く印象に残る、個別性の理解が不十分になる等の指摘がある⁶⁾。疑似体験を契機として障害理解を深めるため

にも、継続して類似の体験を重ねることが重要であると考え、

結 語

療育活動の疑似体験を通して、患者の安心感や潜在的风险に係る合理的配慮の理解に一定の効果がみられた。とくに、患者の主観を疑似的に体験したことで患者の立場での配慮の重要性が理解されたとされる。また、今回は患者役と介助者役の双方について疑似体験を行ったが、これにより対象者が障害を両者の関係性のなかで理解していることが回答からうかがわれた。すなわち、対象者は障害のある当事者の主観を踏まえた上で、介助者の立場から障害特性に応じた具体的配慮の気づきを得ていた。以上の結果から、合理的配慮の理解を促進する上で疑似体験で有効であること、障害のある当事者だけでなく当該場面に関係するその他の当事者も含めた疑似体験でより深い理解を促すことが示唆された。

〈本論文は第69回国立病院総合医学会にて発表した内容に加筆・修正したものである〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

〔文献〕

- 1) 玉村公二彦, 国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定：学校教育の課題を中心に, 教と医 2015 ; 63(4) : 322-9.
- 2) 中村義行, 障害理解の視点：「知見」と「かわり」から, 佛教大学教育学部学会紀要 2011 ; 10 : 1-10.
- 3) 村越 真, 危険予知トレーニング(KYT)シートによるトレーニングは, リスク特定・対応スキルを向上させるか, 教科開発学論集 2015 ; 3 : 35-45.
- 4) 福島 智, 中野泰志, 大西 隆ほか, 「多様な障害のある人とのまち歩き」と「障害疑似体験」による共感的理解を通じた「気づき」のワークショップ, 福祉のまちづくり研究 2005 ; 6(2) : 20.
- 5) 世界保健機関, 国際生活機能分類：国際障害分類改定版, 初版, 東京：中央法規；2002.
- 6) 庄司和史, 神谷真由美, 田村徳至, 発達障害によるコミュニケーションの困難をどう理解するか：ロールプレイングを通じた子ども理解, 教職研究 2014 ; 7 : 53-66.

Simulated Experience for Promoting the Understanding of Reasonable Accommodation in Educational Intervention for Orthopedically Impaired Patients

Aritomo Ao

Abstract

The purpose of this study is promoting the understanding of reasonable accommodation in educational intervention for orthopedically impaired persons. Eleven welfare staffs are simulated in activities of trampoline, wheelchair dance, and hammock. They take it in turns to play the role of an orthopedically impaired person and a welfare staff. After the simulated experiences, all of them have the handicapped person's sense ; anxiety, bad feeling, and so on. And then, they notice considerations of support for the handicapped person. Six months after the simulated experiences, they understand reasonable accommodation more deeply ; checking safety and making considerations based on the handicapped person's sense. In conclusion, it is suggested that playing both roles of a handicapped person and a welfare staff is very important.